

Avallone 判事による講演概要

イタリアの少年司法・未成年裁判所の概要

イタリア未成年(少年)裁判所の歴史(主な法令の制定)

- ・ 1934 年 未成年者裁判所¹ (TM: Tribunale per i Minorenni) 設置法
- ・ 1947 年 イタリア共和国憲法 (1948 年施行)
- ・ 1956 年 未成年者裁判所法改正
- ・ 1988 年 新刑事訴訟法典, 未成年者刑事訴訟法典 (CPPM) (大統領令 448/1988)

未成年裁判所の役割

未成年(者)裁判所は、未成年者(子ども)に関する刑事、民事、行政のすべてを同じ裁判官が担当して未成年者の健全育成を実現する。したがって、少年非行に関しても、当該少年の健全育成が最大の利害となるため、少年に対する指導監督だけでなく、必要があれば里親に委託するなど親権を含めて親子関係に介入して保護することが可能であり、司法領域だけでなく学校や保健医療サービス、心理学的な援助など民間を含めて地域の児童福祉的な措置に対しても権限を有している。つまり、問題を抱えた子ども(未成年者)に関しては、未成年裁判所が中核となってネットワークが組まれており、強い権限を持つ裁判官が主導し、少年事件の場合も立件から罪の終結、当該少年が原則 18 歳又は(犯行時が 18 歳未満である者の刑の執行においては)25 歳になるまでフォロー(支援)し続けることができることが大きな特徴となっている。

ただし、裁判官は法律の専門家であり福祉や教育、心の専門家ではない。したがって未成年裁判所には、教育や心理学、福祉の専門家である市民裁判官がいて、専門的な視点から職業裁判官を補佐している。未成年裁判所の処分を最終的に決定する裁判体は職業裁判官 2 人と専門家である市民裁判官男女 1 人ずつの計 4 人から構成されている。

(未成年裁判所における)カルターヴィア改革²

未成年裁判所に関しては、最近、改革案提案当時の司法大臣の名前を取ったカルターヴィア改革(Riforma Cartabi)によって組織変更が予定されている。今年中に未成年裁判所は、「人、未成年者、家族のための裁判所」となる。この改革は主に民事部門に大きな影響を与える。この新しい裁判所は離婚なども取り扱うようになり、親権や離婚など家事に関する事件処理の効率化が図られている。家事事件に関しては、現在の未成年裁判所の下に支部裁判

¹ 未成年者裁判所、未成年裁判所、少年裁判所等の訳がある。

² <https://www.forensicnews.it/riforma-cartabia-cosa-prevede-il-rito-unificato-in-materia-di-famiglia/>

所ができ、そこには職業裁判官のみが配置され、家事事件に関しては第一審が支部裁判所となり職業裁判官が一人で決定することになる。

幸いなことに刑事事件に関しては大きな変更はなく、従来通り市民裁判官が関与する。刑事事件については、司法省の児童福祉サービスや地域の児童福祉サービスだけでなく、保健医療サービスとの連携も強めている。イタリアでは未成年裁判所が多くの社会資源を有して、それらを有機的にコーディネートする権限を裁判官が持っていることが大きな特長となっている。そして、イタリアの少年司法の最大の目的は、刑罰を決定することではなく、様々な社会資源を活用することで刑罰を下さずに刑事司法手続から早期に離脱させることにある。

未成年裁判所裁判官がとりうる不処分的手続の打ち切り措置

① 検察官の申し出による手続の打ち切り (Non luogo a procedere per irrilevanza del fatto、少年法 27 条)

事案が軽微又は常習性に乏しく教育上の配慮から早期に手続を打ち切ることが適切だと判断した検察官の申し出によって、被害者の意向も確認しつつ裁判官が手続の打ち切りを決定する。14 歳に満たない場合や責任能力に問題のある場合にも適用される。

② 免訴 (Perdono giudiziale、少年法 32 条)

初犯で、再犯の恐れが少ない法定刑 2 年以内の罪を犯した少年に対して裁判官の判断で司法手続を免除する。少年に対してのみ適用される。前歴が残らない。

予防的再犯防止措置

以下の措置は、未決段階で少年検察官などの要請により裁判官が言い渡すことのできる措置であり、少年鑑別センター (CPA: Centri di Prima Accoglienza) に収容された後などそのまま何もせずに放置した場合比較的再犯の可能性の高い少年に対する予防的に取られる再犯防止措置 (misure cautelari) であり、日本の保護処分と異なり未決段階で行われるもので刑罰等の最終的な処分ではない。これらの措置は、少年検察官 (Procura per i Minorenni) などの要請により G.I.P. という役割を担っている裁判官 (職業裁判官 1 人) によって決定される。これらの措置が採られるのは非行性の進んだ少年に限定され全体の 10% 未満とされている。

① 特別遵守事項指示 (Prescrizioni、少年法 20 条)

教育上の必要性から裁判官が一定の生活上の遵守事項を課す。この遵守事項は保護者との合意に基づき設定され、必要に応じて 2 月単位で更新される。自宅保護や共同体への送致など他の処分と併課され、少年福祉 (サービス) 事務所 (USSM: Uffici di Servizio Sociale per i Minorenni) がその指導を担当する。

② 自宅保護 (Permanenza in casa、少年法 21 条)

指定された自宅に居住し、指定された保護者の監督に従うことが課される。基本的には、

通学又は正業に従事し、不良交友を断つことを目的とする。日本の保護観察の一般遵守事項を実現することが期待されている措置で、少年福祉事務所が関与し、必要な支援が提供される。

② 共同体への送致 (Collocamento in comunità、少年法 22 条)

保護環境等の問題により、自宅保護が困難な少年の居住を確保しつつ、教育的な必要性から、(治療的) 共同体での居住を指定する措置。共同体は、少年を対象としたグループホームであり、居住場所が共同体となる以外、基本的な処遇は自宅保護と同様である。自宅保護も同じであるが、繰り返し指導監督に従わない場合には、未成年裁判所によってより厳しい処分に変更されることがある。共同体への送致を決定するのは未成年裁判所であるが、共同体の選択などを決定するのは少年鑑別センター等司法省の機関であり、連絡調整などの実務を担うのは USSM のソーシャルワーカーである。

試験観察 (Messa alla Prova、少年法 28 条)

試験観察は、イタリアの少年司法の理念を体現した最も重要な処分である。日本における家庭裁判所調査官による試験観察の拡大版と考えるとわかりやすく、前述の少年検察官の申し出による手続の打ち切りや免訴とならず、主として少年刑務所への送致等相当の比較的重大な事件を起こした非行少年に対して取られる措置で、法定刑が無期から 12 年以上の罪を犯した少年の場合には 3 年を超えない範囲で、それ以外の罪の場合には 1 年を超えない範囲で、裁判官の判断によって審理を一時的に停止して試験観察に付すことができる。この措置は、文字通りの試験観察であり、裁判官が少年の人格の発達・成長の可能性を試験するために実施される。もちろん、その間も少年に対して必要な教育的支援が実施される。試験観察の実施は、司法省に属する少年福祉事務所 USSM のソーシャルワーカーが中心となり保護者や地域の児童福祉機関や社会協同組合などの民間機関と協力しながら行われる。裁判所は、試験観察の間、特別遵守事項指示を設定し、社会奉仕活動などを指示するとともに、必要に応じて裁判所の指導によって被害者との和解等修復的司法が試みられる。試験観察の経過が良好で、少年の人格に成長が認められたと裁判官が判断した場合には、罪の消滅が宣告される。試験観察は G.U.P. と呼ばれる職業裁判官 1 人、市民裁判官 2 人からなる裁判体で運用される。

なお、最近の改定によって被害者が高齢の殺人事件など悪質犯罪について試験観察の適用を制限する改定がなされた。

Avallone 氏からは試験観察について二人の事例紹介があった

- ① 祖母を殺害した 16 歳の少女の事例。当初は情緒的にも不安定で、周囲に対する警戒心も強く、祖母から殺されそうになった正当防衛だとうその証言をしていたが試験観察中に心理的治療が専門の共同体にも措置され、ソーシャルワーカーや専門教育士らの処遇によって次第に心を開くようになり、本当のことを話すようになるなど処遇成果が顕著

であり、勉強やスポーツにも意欲的に取り組み試験観察も順調に経過している。

- ② ナポリの犯罪組織カモッラのメンバーとして恐喝事件等に加担した 17 歳の少年。当初から仲間のことについての供述は拒否。地元から離して処遇を実施。少年刑務所の専門教育士(educatore)がとても熱心に対応してくれた。この少年も処遇を通して次第に心を開くようになりカモッラを脱退する意思を示したが、試験観察中に結婚した妻が本人の刑事手続の間カモッラから生活費等の支援を受けていた関係で犯罪組織からの脱退に対して拒否的であった。未成年裁判所は妻に対しても働きかけを行い夫婦カウンセリングも実施した。これら二つのケースはいずれも Avallone 判事が担当したもので、本件については市民裁判官も経験した臨床心理士である Avallone 判事の妻もカウンセリング等を担当した。試験観察そのものは順調に経過し、最終的に罪が消滅したが、その後、地元に戻ってきたところをカモッラによって殺害された。

Avallone 判事が最後に強調した未成年裁判所の裁判官に必要な資質

- ① 裁判官も人であることを自覚し、常に自分自身の人間性をもって少年や事件と対峙すること
- ② 頭ではなく、心(ハート)で考えること